

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「額（以下）」を「額（以下この項および第5項において）」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項から附則第16項までを削る。

附則第17項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第18項中「第4条」を「（昭和59年法律第71号）第4条」に、「第5条」を「（昭和59年法律第87号）第5条」に、「第2条第2項」を「（昭和28年法律第182号）第2条第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第19項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第20項を附則第8項とする。

附則第21項中「条例第30号」を「秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号。次項および附則第11項において「条例第30号」という。）」に改め、「まで」の次に「および附則第21項から第29項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第22項中「第5条の2」の次に「および附則第24項」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第23項中「第5条」の次に「又は附則第22項」を加え、「附則第21項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第24項を附則第12項とし、附則第25項から附則第32項までを12項ずつ繰り上げる。

附則に次の9項を加える。

21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を

除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第21項」とする。

22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第22項」とする。

23 前2項の規定は、秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

24 秋田市職員給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第5条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

26 当分の間、第5条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる職員であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限

る。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「年度の前年度以前」とあるのは、「年度以前」とする。

秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員以外の職員	60歳
秋田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員	65歳

27 当分の間、第5条第1項に規定する者（秋田市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）もしくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

28 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものおよび公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第26項の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「もしくは」と、「を除く」とあるのは「又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く」とする。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第3条から第5条まで」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第21項もしくは附則第22項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の

次に「および附則第21項から附則第29項まで」を加える。

附則第6項中「に新条例」を「に秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2および附則第24項」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第22項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年秋田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第9項」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、秋田市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第6項」を「附則第9項から第11項まで、附則第15項および第16項、附則第6項」に改める。